

法令解説

アパレル製品の生産に関わる法令のポイントをまとめました。

目次

- p.2 ニッセンケン QCS（品質コンサルティング）のご案内
- p.3 生命・身体の安全－PL 法・子ども用衣料の安全性規格・高視認性安全服規格
- p.4 製品の表示・広告に関する規制－景品表示法・医薬品医療機器等法
- p.5 人体に危険な有害物質に関する規制－有害物質規制法
- p.6 繊維製品の有害物質規制と品質表示事項の比較
- p.7 商品の包装に関する規制－容器包装リサイクル法・資源有効利用促進法

本資料の著作権は一般財団法人ニッセンケン品質評価センターに
帰属します。いかなる目的であれ、当社の事前の許可なく本資料の
全部または一部を複製、翻案、転載等により使用することを禁じます。

ニッセンケンの品質コンサルティングサービス

QCS - Quality Consulting Service

2014年の発足以来、唯一無二のノウハウと経験を蓄積してまいりました。

確かな品質の商品をお客様に届けるために、品質管理のプロフェッショナルがサポートいたします。

品質チェック・アドバイス

Quality Check / Advice



企画段階における、素材や仕様等の確認、縫製品の外観チェックまで、店頭に並ぶ前の改善提案をします。基準書改訂のサポートなども承っています。

表示上のアドバイス

Advice for Care Label



試験データにもとづき、取扱い表示・付記用語等の表示に関するアドバイスをします。日本語・中国語・英語に対応しています。

修整・改善のご提案

Suggestions for Quality Improvement



製品への指摘が出た際の原因究明および修整・改善のご提案や対応企業のご紹介など、アフターフォローをお手伝いします。

社員教育・講習会

Staff Training / Seminars



品質管理に関する基礎知識セミナー開催や法規制化への対応、業界最新情報など、専門機関ならではの情報を提供します。

ニッセンケン QCS（品質コンサルティング）は東京事業所・大阪事業所にて承ります。

コンサルティングサービス 東京 QCS

Tel: 03-5809-3858

E-mail: qcs@nissenken.or.jp

〒111-0051

東京都台東区蔵前 2-16-11

ニッセンケン蔵前ビル 5F

コンサルティングサービス 大阪 QCS

Tel 06-6957-1101

E-mail: osaka-qcs@nissenken.or.jp

〒535-0022

大阪府大阪市旭区新森 1-5-20

法令解説① 生命・身体の安全—PL法・子ども用衣料の安全性規格・高視認性安全服規格

製造物責任法【PL法】

1. 概要

製品（製造物）の欠陥により、人の生命、身体又は財産に損害を被ったことを証明した場合に、被害者は製造業者等に対して損害賠償を求めることができる法律です。

2. ポイント

- (1) 製造物とは＝製造又は加工された動産である。不動産、電気などの無体物、サービスなどは対象とならない
- (2) 欠陥とは＝製造物が通常有すべき安全性を欠いていること
- (3) 製造業者等とは＝製造物を設計、製造、加工又は輸入した者

3. 参考事例

縫い針の混入／生地表面の毛羽に着火（表面フラッシュ）／モノフィラメント等の硬質素材による負傷／リボン、ゴム紐などの装飾が引っ掛かって転倒／色落ちによる他の衣料品、バッグや家具への移染 等

▶ 製造物責任(PL)法の逐条解説 / 消費者庁HP

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/product_liability_act_annotations/



JIS L 4129 子ども用衣料の安全性—子ども用衣料に附属するひもの要求事項【子ども用衣料の安全性規格】

1. 概要

13歳未満の子ども用衣料に附属するひもの安全性について作成された日本産業規格(JIS)です。

2. ポイント

子ども用衣料に附属するひものが偶発的に何かに引っ掛かるリスクを最小限に抑えることを目的とし、「身体部位別」「年少・年長別」にひもに関する細かい要求事項が規定されています。

【参考：適用除外品目一例】保育用製品（スタイ、下着、おしゃぶりホルダ等）、手袋、帽子、マフラ、靴下、シャツとともに着用するようにデザインされたネクタイ、ベルト、サスペンダ、祝賀用衣料、子供の世話をする監督下で限定された期間に着用される専門のスポーツウェア及び活動用ウェア等、舞台衣装、期間を限定して子供の世話をする者の監督下で、普段着の上に着用することを意図としたエプロン、和装（新生児肌着や浴衣等）等

3. 参考事例

首まわりのひもが、すべり台の枠に引っかかり、首がしまった／ズボンの裾についているひもが、電車のドアにはさまれた 等

▶ 子ども服の安全基準、知っていますか？（JIS L 4129） / 経済産業省HP
<https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/keihatsu/kodomofuku/index.html>



JIS T 8127 高視認性安全服 / JATRAS規格【高視認性安全服規格】

1. 概要

JIS T 8127は道路作業者が着用する高視認性安全服の製品規格です。道路作業者等が、ドライバーからよく見えるよう、昼間に目立つ蛍光生地及び夜間に目立つ再帰性反射材を使うよう定められています。JIS T 8127を応用し、一般財団法人日本交通安全教育普及協会では児童向け・自転車通学者向けのJATRAS規格を作成しています。

2. ポイント

JIS T 8127は道路作業者（成人）の着衣を対象とした規格で、視認性を最大限効果的に高めるため反射材の面積やデザイン等が細かく定められています。そしてJIS T 8127を応用し、デザインや使用できる素材の幅を広げたのが、同協会のJATRAS規格です。ファッション性も加え、日常的に着用できることを想定し、児童・自転車通学者を守り、そしてドライバーを加害者にしないための規格です。

3. 参考事例

JIS T 8127は高速道路・一般道路、空港、鉄道、駐車場等の作業用ユニフォームに採り入れられています。またJATRAS規格は、園児・自転車通学者用にベストやランドセルカバー・ポーチ、レインウェア、手提げかばん、肩掛けかばん、リュックサック等のアイテム用に規格が定められています。

▶ 児童及び自転車通学者向け高視認性安全服 / JATRAS規格HP
<http://www.jatras.or.jp/koushininsei2/index.html>



JISの名称が変わりました

JIS法の改正に伴いまして、長い間「日本工業規格」という名称でおなじみのJISが、「日本産業規格」に名称変更されました（2019年7月改正）。

法令解説② 製品の表示・広告に関する規制—景品表示法・医薬品医療機器等法

不当景品類及び不当表示防止法【景品表示法】

1. 概要

商品やサービスの品質、内容、価格等を偽って表示を行うことや過大な景品類の提供を厳しく規制することなどで、消費者が適正に商品・サービスを選択できる環境を守るための法律です。

2. ポイント

- (1) 不当な表示とは＝商品・サービスの品質や価格について、実際よりも著しく優良又は有利であると見せかける表示。
- (2) 過大な景品とは＝事業者が顧客を誘引するための手段として取引に附随して提供する物品、金銭等の経済上の利益。

3. 参考事例

- (1) 優良誤認＝品質・規格等に関して、実際のものや競争業者のものより著しく優良であると誤認される表示 ▶ セーターに「カシミア100%」と表示していたが、実際の混用率はカシミア80%、アクリル20%であった。
- (2) 有利誤認＝価格や取引条件に関して、実際のものや競争業者のものよりも著しく有利であると消費者に誤認される表示 ▶ 他社の売価を調査せずに「地域最安値」と表示したが、実は近隣の店よりも割高な価格だった。
- (3) 原産国表示＝その他誤認されるおそれのある表示（特定の商品・サービスについて内閣総理大臣が指定（告知）した不当表示を禁止 ▶ 日本で縫製されたワイシャツに、他国の国名、国旗等を表示することにより、消費者が日本製と認識できない場合。「日本製」と明瞭に記載していないと不当表示となる。



▶ 景品表示法 / 消費者庁HP

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/

▶ 景品規制の概要 / 消費者庁HP

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/premium_regulation/



医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律【薬機法・医薬品医療機器等法】

1. 概要

医薬品・医薬部外品、化粧品、医療機器等に対しての法律です。それらの安全確保のため、販売の許可、承認及び効能効果表示を含む表示に対して規制が設けられています。

2. ポイント

衣料品は基本的に雑品に分類され、薬事的な効能効果をうたうことはできません。（薬機法認可品を除く）

3. 参考事例（製品の分類と定義）

分類	定義		品目例
医薬品	治癒や改善が目的	人又は動物の病気の診断、治療又は予防のため、人又は動物の構造・機能に影響を及ぼすことを目的とする機械器具等ではないもの	風邪薬、湿布、各種治療薬、漢方薬など
医薬部外品	病気の予防が目的	人体に対する作用が緩和なもので機械器具等でないもの（吐き気・体臭・汗疹等の防止、育毛、殺菌消毒、衛生害虫の駆除など）	薬用化粧品（デオドラント剤、育毛トニック、薬用せっけん）、入浴剤、殺虫剤など
化粧品	美容及び健康維持が目的	身体を清潔にし、魅力を増し、容貌を変え、または皮膚や毛髪等を健やかに保つもの	スキンケア（乳液、化粧品、シャンプー、リンス等）、ヘアケア（ムース等）、メイクアップ（ファンデーション、口紅、マニキュア等）、香水、歯磨き粉、日焼け止めなど
雑貨品	色や香りを楽しむのが目的	薬機法の対象外（そのため、皮膚に直接塗布、噴霧などしてはならない）	入浴剤、アロマ剤、芳香剤など 【禁止事例】 香りを楽しむ石鹸はNG（石鹸は化粧品となるため）

▶ 医薬品等の広告規制について / 厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/koukokukisei/index.html



法令解説③ 人体に危険な有害物質に関する規制—有害物質規制法

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律【有害物質規制法】

1. 概要

国民の健康に資することを目的に、家庭用品を対象として、人の健康に被害を生じることがある有害物質を規制しています。有害物質の種類別に、規制対象となる製品が決められています。

2. ポイント

有害物質は目に見えないため、着用した消費者は知らず知らずのうちに、着衣に含まれた有害物質の影響で皮膚がかぶれたり、アレルギー症状を引き起こすことがあります。

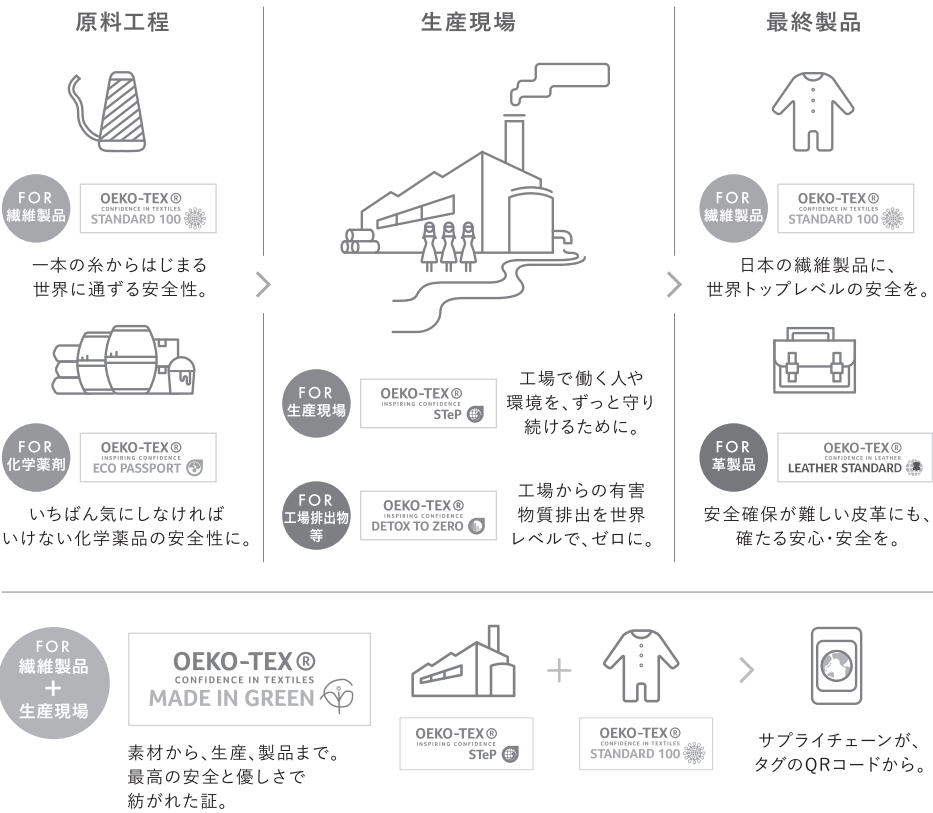
3. 有害物質を含有する家庭用品の規制基準概要(抜粋)

有害物質	対象家庭用品	規準
アゾ化合物(化学的変化により容易に24種の特定芳香族アミンを生成するものに限り)	(1)アゾ化合物を含有する染料が使用されている繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具、床敷物、テーブル掛け、えり飾り、ハンカチーフ並びにタオル、バスマット及び関連製品 (2)アゾ化合物を含有する染料が使用されている革製品(毛皮製品を含む。)のうち、下着、手袋、中衣、外衣、帽子及び床敷物	所定の試験法で、それぞれの特定芳香族アミンの検出量が、試料1gあたり30 μ g以下(ガスクロマトグラフ質量分析法)
ホルムアルデヒド	(1)繊維製品のうちおしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具であって生後24ヶ月以下の乳幼児用のもの (2)(a)繊維製品のうち下着、寝衣、手袋、くつした及びたび (b)かつら、つけまつげ、つけひげ又はくつしたのために使用される接着剤	(1)所定の試験法で吸光度差が0.05以下又は16ppm以下(試料1gあたり16 μ g以下) (2)75ppm以下(試料1gあたり75 μ g以下)(アセチルアセトン法)

▶ 家庭用品の安全対策 / 厚生労働省HP
<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/kateiindex.html>



ニッセンケン・エコテックス事業所が提案する 特定芳香族アミンやホルムアルデヒドをはじめとした繊維製品等の 各種有害物質を排除するエコテックス®の包括的な取組み



▶ 大切な子供たちと地球の未来のために / エコテックス® 公式サイト
<https://oeko-tex-japan.com/>



法令解説④ 繊維製品の有害物質規制と品質表示事項の比較(抜粋)

	国・地域		日本		中国			ISO ※6	エコテックス®
有害物質規制	主な規制		有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律		中国国家標準			国際標準化機構	エコテックス®スタンダード100
			厚生省令第34号		強制国家標準（GB） GB 18401・GB 31701				class I 36ヶ月までの乳幼児、 幼児期に触れる繊維製品
	試験項目	単位・基準値			A類 ※3	B類 ※4	C類 ※5		
	ホルムアルデヒド	吸光度差・以下	0.05 ※1	20	75	300	ISO 14184-1	n.d. ※7	
		mg/kg・以下	75 ※2					16	
	特定芳香族アミン	mg/kg・ μg/kg・以下	30	使用禁止（検出限界20）			ISO 14362-1,3	20	
	pH(水素イオン指数)	範囲内 であること	—	4.0～7.5	4.0～8.5	4.0～9.0	ISO 3071	4.0～7.5	
その他		有機スズ化合物、有機水銀化合物等 も規制対象		A類には重金属（鉛、カドミウム）、 フタル酸エステルも含まれる			—	300種類以上の有害化学物質 が規制対象	
品質表示事項に関する規制	組成表示		家庭用品 品質表示法	指定用語を使用する	推奨国家 標準 (GB/T)	GB/T 5296 (繊維製品仕様説明)	—		
	取扱い表示			JIS L 0001に規定された 記号を使用する		GB/T 8685 (取扱いラベル規範)	ISO 3758		
	はっ水性表示			※8		GB/T 11951 (天然繊維指定用語)	—		
	表示者名および連絡先			会社名または氏名 住所または電話番号		GB/T 4146 (化学繊維指定用語)	—		
	原産国表示		不当景品類及び不当表示防止法			GB/T 29862 (組成表示)	—		
	サイズ表示		〈任意〉 日本産業規格	JIS L 4001～4007 JIS L 4107 JIS S 4051		GB/T 1335 (サイズ規定)	ISO 3635～3638 ISO 4415～4416 ISO 5971・ISO 7070		

※1 24ヶ月以下の乳幼児用製品に対する基準(対象品目は【09 法令解説③ 人体に危険な有害物質に関する規制】をご参照ください)

※2 一般用製品に対する基準(対象品目は【09 法令解説③ 人体に危険な有害物質に関する規制】をご参照ください)

※3 乳幼児用繊維製品(36ヶ月以下)

※4 直接肌に触れる繊維製品

※5 直接肌に触れない繊維製品

※6 参考:試験規格を記載しています

※7 日本の有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則等で定められた吸光度試験方法の結果が、吸光度差0.05、もしくは<16mg/kgであること

※8 レインコート等ははっ水性を必要とするコート以外の場合は必ずしも表示する必要はありません

法令解説⑤ 商品の包装に関する規制—容器包装リサイクル法・資源有効利用促進法

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 【容器包装リサイクル法】

1. 概要

一般の家庭でごみとなって排出される商品の容器や包装について、再商品化を促進することでゴミの減量化を図る目的で作られた法律です。企業等は「特定事業者」として、利用した容器包装の量に応じた再商品化や、利用量等の帳簿記録・保管が義務付けられています。

2. ポイント

(1) 容器包装とは？

用途／商品そのものの包装や販売する際に使用する包装紙、買い物袋
素材／プラスチック・紙・ガラス

(2) 特定事業者とは？

容器・包装を利用して商品を販売（小売り・卸売業者）／容器・包装が付いた
商品を輸入して販売（輸入業者）／容器を製造

(3) 再商品化とは？

リサイクルのことを指しています。例えば商品包装がプラスチックの場合、回収
後リサイクル工場で新たなプラスチック製品を作るための原料にされることが
あります。

▶ 法律を易しく解説しています／容器包装リサイクル協会HP
<https://www.jcpra.or.jp/>



資源の有効な利用の促進に関する法律【資源有効利用促進法】

1. 概要

循環型社会を形成していくために必要な3R＝リデュース（廃棄物の発生抑制）・リ
ユース（再利用）・リサイクル（再資源化）＝の取り組みを総合的に推進するための
法律です。特に事業者に対しては、3Rの取り組みが必要となる業種や製品を政令で
指定し、自主的に取り組むべき具体的な内容を省令で定めています（10業種、69品
目）。

2. ポイント

消費者のごみ分別を容易にするための「識別マーク」（5種類）の表示を事業者に
義務付けています。紙製容器包装、プラスチック製容器包装、PETボトル、飲料用
スチール缶、飲料用アルミ缶が対象となります。

3. 参考事例

消費者がごみの分別をしやすいよう、分かりやすく表示することが必要です。下図は
表示例です。

表示対象

台紙
キーパー
外袋

表示例

台紙

外袋
キーパー

5種類の識別マーク

紙製容器包装

プラスチック製容器包装

PETボトル

飲料用スチール缶

飲料用アルミ缶

▶ 3R政策／経済産業省HP
https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/02/index.html



お気軽にお問い合わせください

コンサルティングサービス 東京 QCS

Tel: 03-5809-3858

E-mail: qcs@nissenken.or.jp

〒111-0051

東京都台東区蔵前 2-16-11

ニッセンケン蔵前ビル 5F

コンサルティングサービス 大阪 QCS

Tel 06-6957-1101

E-mail: osaka-qcs@nissenken.or.jp

〒535-0022

大阪府大阪市旭区新森 1-5-20